

避難指示解除準備区域（大熊町）所在の土地（農地として利用）の財物損害が全損と評価されてその取得時価で賠償され、また、営農できなくなったことによる精神的損害が賠償された事例。

470-1

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 ア 営業損害

（期間 自 平成23年3月11日
至 平成25年1月31日）

イ 一時立入費用

（期間 自 平成23年3月11日
至 平成24年1月31日）

ウ 線量計購入費

（期間 自 平成23年3月11日
至 平成24年1月31日）

エ 営農できなくなったことに対する精神的損害

（期間 自 平成23年3月11日
至 平成24年1月31日）

第2 和解金額

被申立人は申立人に対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、合計金342万1467円の支払義務があることを認める。

| | |
|------------------------|-----------|
| （内訳）ア 営業損害 | 311万6667円 |
| イ 一時立入費用 | 5万0000円 |
| ウ 線量計購入費 | 5万4800円 |
| エ 営農できなくなったことに対する精神的損害 | 20万0000円 |

第3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人から申立人に対し、第1項ウ記載の損害項目に対する賠償金として、金5万4800円を支払済みであることを相互に確認する。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算条項

申立人及び被申立人は、第1項アないしウ記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、各署名（記名）押印の上、各自1通を保有する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年3月13日

（仲介委員 犀川 治）

避難指示解除準備区域（大熊町）所在の土地（農地として利用）の財物損害が全損と評価されてその取得時価で賠償され、また、営農できなくなったことによる精神的損害が賠償された事例。

470-2

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 別紙物件目録記載の不動産にかかる財物損害

第2 和解金額

被申立人は申立人に対し、前項記載の損害項目に掲げる損害賠償として、金88万円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、各署名（記名）押印の上、各自1通を保有する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年4月22日

（別紙物件目録省略）

（仲介委員 犀川 治）